

表紙含 : (7枚)
仕様書番号 : MAN-11号
作成年月日 : 令和3年6月24日
作成部隊名 : 立川駐屯地業務隊管理科

油分離槽清掃役務 仕様書

文書管理情報			
文書管理者 : 立川駐屯地業務隊総務科長	開示	部分開示	不開示
一元的管理に責任を有する者 : 立川駐屯地業務隊総務科長	作成時	○	
分類 : 52-4-(ア)	区分:	1	2 3 4 5 6
作成年月日 : 3.6.22	理由:		
取得年月日 :			
保存期間 : 5年			
保存期間満了日 : 9.3.31			
本紙含め : 7枚			
配布先 : 以下のとおり	1箇所		
第431会計隊長			

件名	油分離槽清掃役務	図面番号	1 / 7
図面名称	表紙	縮尺	

仕 様 書

1 件 名

油分離槽清掃役務

2 場 所

東京都立川市緑町 5 番地 陸上自衛隊立川駐屯地

3 役務概要

駐屯地内油分離槽清掃及び汚泥処理 一式

4 一般事項

(1) 本仕様書に記載してある事項のほか、官側の指示による。

(2) 適 用

ア 本仕様書は、陸上自衛隊立川駐屯地において実施する。点検保守等に関する業務に適用する。

イ 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

(3) 用語の定義

ア 現場代理人とは、本仕様書に規定する受注者側の業務責任者をいう。また、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために官側との連絡調整を行う者をいう。

イ 完了検査とは、本仕様書に規定するすべての業務の完了の確認、または毎月の支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために官側が指定した検査官が行う検査をいう。

ウ 清掃とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

(4) 受注者の負担の範囲

ア 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。ただし、点検保守対象設備の試運転及び清掃業務に関する必要最小限の電気、ガス水道等の使用を除く。

イ 点検に必要な工具、計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

ウ 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、支給材料を除く。

エ 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。

(5) 疑義に対する協議等

本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従い実施する。

件 名	油分離槽清掃役務	図面番号	2 / 7
図面名称	仕 様 書	縮 尺	

(6) 関係法令等の遵守

業務の実施にあたり、駐屯地の規定を遵守するとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(7) 業務担当者

ア 受注者は、現場代理人を定め、官側に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。

イ 現場代理人は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。

なお、現場代理人は、業務担当者を兼ねることができる。

ウ 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

エ 法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行う。

オ 官側は、業務担当者の業務不履行、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。

その場合、受注者は、業務に支障をきたさないように必要な措置を行わなければならない。

(8) 業務条件

業務を行う時間は、原則として平日08時15分～17時00分までとする。なお、業務日時を変更する場合は、事前に監督官の承諾をうけること。

(9) 安全管理

ア 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努める。

イ 受注者側の不注意により建物等を損傷させた場合は、受注者の責任において原状に復旧すること。

(10) 保全の措置

許可を受けていない場所への立入は、厳禁とする。ただし、業務に際して立入りの必要が生じた場合は、官側と調整し所定の手続きをすること。

(11) 関連業務との調整

本業務との契約外で関連及び調整を生じる業務が発生した場合については、官側と協議しその指示に従うこと。

(12) 提出書類

ア 現場代理人等届

イ 工程表

ウ 日誌

エ 打合せ簿（発生の都度）

オ 官側より受けた仕様書等はすべて受注者等に残してはならない。関連した情報が漏洩した場合は、受注者がすべて責任を負うこと。

件名	油分離槽清掃役務	図面番号	3 / 7
図面名称	仕様書	縮尺	